

参16 様式集・フォーマット

広域処理に係る様式集・フォーマットの例

- ・基本協定書

- ・委託契約書

災害廃棄物の処理に関する基本協定書

〔以下「甲」という。〕及び〔以下「乙」という。〕は、〔〕において発生し、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である〔〕の復旧復興を支援するため、〔〕において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

（災害廃棄物の処理）

第2条 甲は災害廃棄物の処理業務（第4条及び第5条の規定において甲がすることとされている業務を除く。以下同じ。）を乙に委託するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理業務を、第三者に委託し、処理できるものとする。

（災害廃棄物の種類及び受入基準等）

第3条 この協定に基づき、乙の廃棄物処理施設において受け入れる災害廃棄物については、次の要件を満たすものとする。

(1) 〔〕の災害廃棄物のうち、主な組成が木くずである混合可燃物であって、〔〕にある二次仮置き場（以下「二次仮置き場」という。）において破碎・選別等の処理を行い、その長さが概ね30センチメートル以内となったもの。

(2) 放射能濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）が1キログラム当たり100ベクレル以下のものであって、その量は年間39,500トン以内とする。

2 甲は、前項第1号に規定する選別等の処理を行うに当たり、土砂や不燃物を極力除去するとともに、アスベストやP C B廃棄物等の有害物質の混入を防止する措置を講じるものとする。

（災害廃棄物の運搬等）

第4条 前条に規定する災害廃棄物については、甲が二次仮置き場から〔〕ストックヤード（〔〕。以下「ストックヤード」という。）まで運搬し、乙がストックヤードから〔〕工場（〔〕）〔〕工場（〔〕）及び〔〕工場（〔〕）まで運搬することとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する災害廃棄物の運搬が適切に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

（災害廃棄物の放射能濃度等の検査）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物の処理に当たり、別途定める放射能濃度等の検査を行うものとする。

(処理委託契約の締結及び経費の負担)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に当たり、別途廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、必要となる委託契約を締結するものとする。

2 この協定に基づく災害廃棄物の処理に係る経費については、甲が負担するものとし、その金額は、前項に規定する委託契約により別途定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

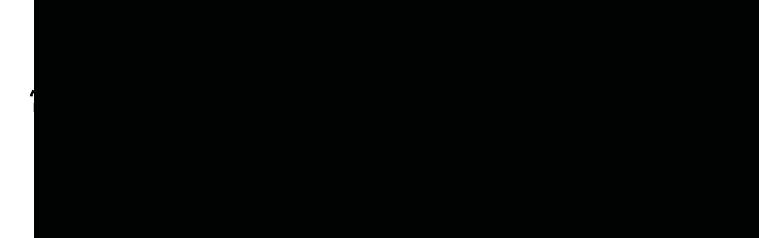
(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について新たに定める必要があるときは、その都度、協議するものとする。

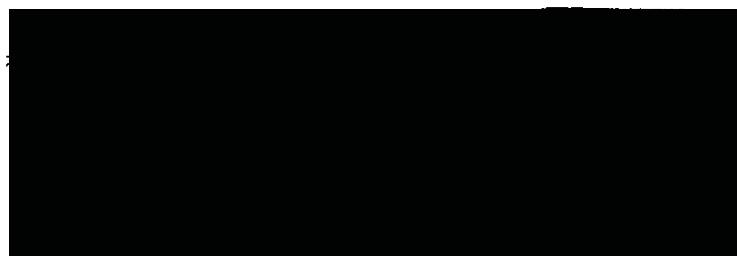
上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年7月31日

甲



乙



委託契約書

1 委託業務番号 平成24年度環災第 [REDACTED] 号

2 委託業務の名称 災害廃棄物処理 ([REDACTED]) 業務

3 委託料金 [REDACTED] 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 [REDACTED] 円)

4 契約保証金 免除

5 契約期間 契約締結日から平成25年3月31日まで

6 搬出場所 [REDACTED] 内 (二次仮置き場)

7 搬入場所 [REDACTED] ([REDACTED] ストックヤード)

[REDACTED] 県（以下「発注者」という。）と [REDACTED] 市（以下「受注者」という。）は、[REDACTED] にある二次仮置き場（以下「二次仮置き場」という。）に保管された、東日本大震災により特に処理が必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、本契約及び発注者と受注者の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）並びに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害廃棄物を適正に処理する。

（発注者の責務）

第2条 発注者は、搬出場所においてコンテナに災害廃棄物を詰め込み、当該コンテナ（以下「コンテナ」という。）を [REDACTED] ストックヤード（[REDACTED] 以下「ストックヤード」という。）まで運搬するものとする。

発注者は、別記1「処理計画等」（以下「処理計画等」という。）に示す「放射能濃度等の測定」等により、前項の災害廃棄物が、協定書第3条第1項に規定する内容に適合しているか確認し、不適合と判断した場合には、搬出を中止するものとする。

3 発注者は、協定書第3条第2項に規定する必要な措置を講じるに当たり、特に必要な場合には、専用の施設による土砂の除去を行うものとする。

(機
第11
方
の
い

(契
第12
の
又
2
き
び
る

(協
第13
の
も
こ
通を

平

(受注者の責務)

- 第3条 受注者は、発注者より受託した災害廃棄物の処理（以下「災害廃棄物の処理」という。）について、処理計画等に基づき適正に行うものとする。
- 2 受注者は、搬出場所において、搬出される災害廃棄物が協定書第3条に規定する内容に適合しているか確認を行い、不適合と判断した場合は、搬出を中止するよう指示する。この場合、発注者は、不適合となった災害廃棄物を引き取らなければならない。
- 3 受注者は、災害廃棄物の処理にあたり、処理計画等に示す「放射能濃度等の測定」を行い、測定結果により、必要に応じて作業の中止等の措置をとるものとする。
- 4 受注者は、コンテナの確実な運搬を確認するため、必要な措置を講じるものとする。

(災害廃棄物の種別及び数量)

- 第4条 発注者が、受注者に処理を委託する災害廃棄物の種別、予定数量は処理計画等のとおりとする。

(処理量の確定)

- 第5条 災害廃棄物の処理数量の算定は、受注者が有する処理施設における計量器に表示される数値により確定させる。

(業務委託料)

- 第6条 発注者は、受注者に対し本委託業務の費用（以下「業務委託料」という。）として、別記3「業務委託料」により算出した額を支払うものとする。

(業務の完了及び検査)

- 第7条 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式第1号）を発注者に提出し、その完了について確認検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による業務完了報告書の提出があったときは、提出があった日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料請求書（様式第2号）を発注者に提出し、業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(支払遅延)

- 第9条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期間内に業務委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(損害発生による必要経費)

- 第10条 受注者は、災害廃棄物の処理に係る業務の履行に関し、発生した損害のために生じた経費を負担する。第三者に及ぼした損害も同様とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(機密保持)

「理」と
する内容
示する。

「定」を
する。

ト画等の

に表示

として、

号)を
った日
受注者

第2号)

以内に

委託料
延利息

めに生
発注者

第11条 発注者及び受注者は、本契約に関して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく、開示又は提供してはならない。

(契約の変更等)

第12条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき、若しくは両者の合意があったときは、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合において、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理を完了していないときは、当該災害廃棄物を発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第13条 発注者及び受注者は、この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について新たに定める必要があるときは、その都度、協議するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 8月3日

発注者

受注者

別記1 (処理計画等)

【運搬・焼却計画】

受入種別	主な組成が木くずである混合可燃物		
受入先	[REDACTED]市		
	工場名	搬送車両	予定受入総量
	① [REDACTED]工場	パッカー車	
	② [REDACTED]工場	ダンプ車	約23,000トン
③ [REDACTED]工場	パッカー車		

【埋立計画】

埋立場所	搬送車両	予定埋立処理数量※
[REDACTED]廃棄物処分場	10tダンプ車 (天蓋設置車)	主灰 約26,600トン 飛灰 約 9,400トン

※災害廃棄物と一般ごみを混合し、焼却処理を行った結果生じた総量

【放射能濃度等の測定】

場所	区分	検査項目	測定頻度	測定対象	検査者
二次仮置き場	災害廃棄物を保管しているとき	放射能濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ）、灰分、低位発熱量	1回／月	災害廃棄物	発注者
		放射線量	1回／日	災害廃棄物	
	災害廃棄物を破碎・選別したとき	放射能濃度	2回／日	災害廃棄物	
	災害廃棄物をコンテナに詰めたとき	放射線量	コンテナ毎に測定	災害廃棄物	
ストックヤード	災害廃棄物を保管しているとき	放射能濃度	1回／月	災害廃棄物	受注者
		放射線量	2回／週	敷地境界	
		アスベスト	1回／月	ストックヤード内	
■工場、■工場及び■工場	災害廃棄物を焼却したとき	放射能濃度	1回／2週	飛灰	
			1回／月	主灰・スラグ・メタル・汚泥・処理水・排ガス	
		放射線量	2回／週	敷地境界	
			1回／週	灰ピット（飛灰）	
		アスベスト	1回／月	プラットホーム内	
■地区廃棄物処分場	焼却灰等を埋め立てたとき	放射能濃度	1回／月	排水（処理前）・排水（処理後）・周辺海域	
		放射線量	2回／週	敷地境界・埋め立てた飛灰の周辺	

※災害廃棄物を焼却したときに行う測定は、工場ごとに行う

別記2 (業務委託料)

業務委託料のうち、「処理経費」については、下表の単価により算出するものとする。

「処理経費」以外の経費について、下表に示す金額の根拠に変更があった場合には、

発注者及び受注者で協議のうえ、委託料の変更契約を行うものとする。

(単位:円)

項目	業務内容	数量	単価	金額	備考
運搬経費	災害廃棄物の集積 (ストックヤード内)	1 式	—	████████02	
	焼却施設への運搬 (ストックヤードから市内3工場 焼却施設まで)	1 式	—	████████92	
処理経費	焼却・埋立処理	23,000 トン	████	████████00	非課税
放射能濃度、 放射線量測定経費	放射性セシウム濃度の測定	1 式	—	████████00	
	放射線測定装置リース	2 台	—	████████00	
災害廃棄物放射線量 測定等経費	災害廃棄物の放射線量測定、 性状・形状確認経費	1 式	—	████████70	
事務費	旅費、資料作成費、会場代等	1 式	—	████████58	
	報償費	1 式	—	████████00	非課税
警備費	焼却工場、積出基地に おける警備(緊急警備含む)	1 式	—	████████00	
小 計				██████████	
消費税				██████████	
合 計				██████████	

様式第1号(第7条関係)

業務完了報告書

平成 年 月 日

[REDACTED] 殿

住 所

氏 名

平成 年 月 日に契約締結した下記業務について、平成 年 月 日に
業務が完了しましたので、契約書第7条第1項の規定により報告します。

記

委託業務番号	平成 年度	号
委託業務の名称	業務	
処理実績	処理数量	トン
	業務委託料 金	円
	(うち消費税及び地方消費税の額)	円)
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
業務終了年月日	平成 年 月 日	

様式第2号(第8条関係)

業務委託料請求書

平成 年 月 日

[REDACTED] 殿

受託者 住 所

氏 名

平成 年 月 日に契約締結した下記業務について、契約書第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金		円
内 訳		
委託業務番号	平成 年度	号
委託業務の名称	業務	
契約年月日	平成 年 月 日	
業務委託料	円	
既受領額	円	
今回請求額	円	
残額	円	
支払方法	1 現金払(直接払)	2 隔地払
(2及び3の場合)	銀行	支店
	当座	普通
口座番号		
口座名義人		
口座名義人ヨミガナ		

